

記者発表資料

平成26年12月25日

大臣官房官庁営繕部

大臣官房官庁営繕部有資格業者に対する一般競争参加資格認定取消について

大臣官房官庁営繕部は、本日、株式会社井上組に対して一般競争参加資格認定取消を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

【問合わせ先】

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課

課長補佐 前田 善久

契約第二係長 二瓶 太一

TEL 03-5253-8111 (内線 23153・23154)

TEL 03-5253-8231 (夜間直通)

FAX 03-5253-1541

一般競争参加資格認定取消の概要

1 一般競争参加資格認定取消業者名及び住所

一般競争参加資格認定取消業者	住所
株式会社井上組	兵庫県姫路市飾磨区細江2620

2 事実概要

上記の事業者は、平成23年6月30日を審査基準日とする経営事項審査において、完成工事高を水増し計上することにより得た経営状況分析結果通知書を用いて申請を行い、当該申請に基づき得た経営事項審査結果通知書をもって、不正に当部の平成25・26年度一般競争入札参加資格を取得した。

3 取消理由

上記2は、「官庁営繕部工事請負業者選定要領」第2第1号二（一般競争参加資格）に該当するため、同要領第13第1項（一般競争参加資格の認定の取消し等）により競争参加資格の認定を取り消した。

<官庁営繕部工事請負業者選定要領>

（一般競争参加資格）

第2 官庁営繕部長は、会計規則第34条第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格（以下「一般競争参加資格」という。）を定めるときは、次の各号によるものとする。

一 次のイからへまでに掲げる者でないこと。

二 第5の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項については虚偽の記載をし又は重要な事実について記載しなかった者

（一般競争参加資格の認定の取消し等）

第13 官庁営繕部長は、有資格業者が第2第一号イからへまでの一に該当することとなったとき又は不正の手段により一般競争参加資格の認定を受けたと認められるときは、遅滞なく審査会の予備審査を経て一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。